

笛吹市国民健康保険通信

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険(以下「国保」という)の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

対象者の方に8月1日から適用の
新しい高齢受給者証・特定疾病療養受療証を送付しました

① 高齢受給者証(70歳～74歳の方)

70歳の誕生月の翌月から(1日生まれの方は誕生月から)75歳の誕生日の前日まで適用されます。医療機関を受診する際は「保険証」と「高齢受給者証」の2枚提示が必要となります。一部負担金の割合は、2割または3割です。(所得に応じて判断されます)



② 特定疾病療養受療証

人工透析などの治療を受けた時に、一定の自己負担額で済むものです。

～8月1日から利用できる限度額適用認定証の交付が必要な方は、申請が必要です～

③ 限度額適用認定証

1か月の医療費が高額になった時に一部負担金の支払額を限度額までとするものです。限度額は、1日～末日までの1か月ごとに計算します。

国民健康保険税に未納があると交付できない場合がありますので、国保税の納め忘れが無いようご注意ください。

70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分		表示	自己負担限度額(月額)3回目まで	4回目以降☆
基準総所得額 ※1	901万円超	ア	252,600円+(総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	140,100円
	600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	93,000円
	210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	44,400円
	210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ	35,400円	24,600円

※1 総所得金額などから基礎控除額(33万円)を引いた金額になります。

☆ 過去12か月間に、同一世帯の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

社会保険の加入脱退や県外への転出日があった場合等は必ずしも4回目以降ではありません。

● 同一世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

所得の申告はお済みですか

「高齢受給者証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」の所得区分は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得で判定され、8月1日で更新されます。

世帯の所得申告が必要になりますので、申告をしていない方がいると、適正な判定がされません。必ず申告をしてください。